

未来館基幹的設備改良工事  
及び長期包括運營業務委託事業

要求水準書（その2）  
【未来館長期包括運營業務委託編】

令和4年4月6日

伊佐北始良環境管理組合



## 目 次

第1章 総則 .....	1
第1節 業務委託の概要 .....	1
第2節 一般事項 .....	2
第2章 運転管理条件 .....	8
第1節 業務委託に関する条件 .....	8
第2節 施設稼働に関する条件 .....	11
第3章 運営管理体制及び事前準備 .....	17
第1節 運営管理体制 .....	17
第2節 事前準備業務 .....	19
第4章 運営業務の内容 .....	21
第1節 受付管理業務 .....	21
第2節 運転管理業務 .....	23
第3節 維持管理業務 .....	28
第4節 環境管理業務 .....	34
第5節 情報管理業務 .....	36
第6節 その他関連業務 .....	39
《添付資料》	
資料1 業務分担リスト	
資料2 業務範囲・緑化範囲	
資料3 施設の運転管理実績	



## 第1章 総則

本要求水準書は、伊佐北始良環境管理組合（以下「本組合」という。）が所管するごみ処理施設である未来館（以下「本施設」という。）における未来館長期包括運營業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

本要求水準書は、本業務について、本組合が運営事業者に対して要求する最低限の水準及び内容を示すものである。

なお、本要求水準書で使用する同一名称の用語の定義は、募集要項及び運營業務委託契約（案）、において使用される用語の定義と同じものとする。

### 第1節 業務委託の概要

#### 1 業務名

未来館長期包括運營業務委託

#### 2 履行場所

鹿児島県伊佐市菱刈南浦 880 番地 56

#### 3 契約期間

準備期間： 契約締結日から令和5年3月31日まで

期 間： 令和5年4月1日から令和15年3月31日まで（10 年）

#### 4 対象施設

対象施設は、焼却プラント及びリサイクルプラント（資源物回収施設）である。

##### （1）焼却プラント

80t/日（40t/24 時間×2 炉）

##### （2）リサイクルプラント（資源物回収施設）

粗大ごみ・不燃ごみ処理ライン 14.57t/5 時間

缶類・びん類処理ライン 1.50t/5 時間

ペットボトル処理ライン 0.06t/5 時間

その他プラスチック処理ライン 2.87t/5 時間

計：19t/5 時間

#### 5 業務委託の内容

業務委託の内容は、事前準備業務、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、その他関連業務等の本施設の運営管理に係わる包括的な業務である。

業務委託範囲の詳細は、添付資料1に示すとおりである。

## 第2節 一般事項

### 1 基本方針

運営事業者は、本業務の実施に際して、本施設が本組合構成市町内のごみ処理施設であることを十分自覚し、処理対象物の適正処理に努めること。

また、本業務の主旨を十分理解し、長期的視野に立った事業運営など経済性へも配慮すること。

### 2 要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載されている要件を遵守すること。

### 3 関連法令の遵守

運営事業者は、業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」をはじめ、関係法令等を遵守すること。関係法令には、関連する通達、通知等を含むものとする。

### 4 環境保全目標の達成

運営事業者は、本業務の実施期間中、生活環境影響調査書に掲げられている環境保全目標を達成するために必要な措置を講じること。

また、本組合が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、速やかに本組合と協議のうえ、対策を講じること。

### 5 関係官公庁の指導等

運営事業者は、本業務の実施期間中、関係官公庁の指導等に従うこと。

なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は運営業務委託契約(案)に定める。

### 6 関係官公庁等申請

運営事業者は、本組合が行う本業務に係る関係官公庁等への申請等に全面的に協力し、本組合の指示により必要な書類・資料等を提出すること。

また、運営事業者が行う本業務に係る申請等に関しては、運営事業者の責任により行い、本組合に報告するとともに、本組合に写しを提出すること。

## 7 モニタリング

本組合は、運営事業者が技術提案内容に基づいた業務を確実に実施し、募集要項、要求水準書、提案書類及び運營業務委託契約（案）に規定する内容を達成していることを確認するためのモニタリングを行う。

本内容は、モニタリングに関する基本的事項を示しており、運営事業者は、本内容の具体化及び明瞭化を目的として、モニタリング実施計画書を作成すること。

なお、本組合が実施するモニタリングについて、運営事業者は全面的に協力するものとする。

### (1) モニタリング体制

モニタリングは、本組合及び運営事業者にて実施する。

本組合が実施するモニタリングは、基本的に運営事業者が実施するセルフモニタリング<sup>注)</sup>の結果を受けて実施する。

注) セルフモニタリングは、本業務の実施状況が募集要項、要求水準書、提案書類及び運營業務委託契約（案）に規定する内容を達成していることを、運営事業者自らが確認・監視することをいう。

### (2) モニタリング対象業務

本業務のモニタリング対象業務は、以下に示すとおりとする。

- ① 受付管理業務
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 環境管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ その他関連業務

### (3) モニタリング方法・手順

募集要項、要求水準書、運營業務委託契約（案）及び提案書類に定める業務の実施状況の確認は、以下の手順で行う。

### (4) 運営事業者によるセルフモニタリング

運営事業者は、本業務の実施状況を確認・監視するためのセルフモニタリングを行うこと。

#### ア セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、セルフモニタリングの実施体制、実施内容及び確認様式等を記載したセルフモニタリング実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

なお、作成したセルフモニタリング実施計画書を変更する場合、本組合と協議のうえ、セルフモニタリング実施計画書を変更し、本組合の承諾を得ること。

#### イ 日常的な確認、日報の作成

運営事業者は、各業務の実施状況、不具合の発生状況、対応状況等を確認し、確認結果及びモニタリング項目が判断基準を満足しているかどうかの判断結果も含めて日報として記録する。

#### ウ 業務報告書の作成及び提出

運営事業者は、日報等を取りまとめた月間報業務報告書を作成し、組合に提出する。  
また、月間報業務報告書等を取りまとめた年間報業務報告書を作成し、組合に提出する。

#### (5) 本組合による定期モニタリング

本組合は、定期モニタリングを月1回行う。

定期モニタリングは、運営事業者が作成、提出した報告書の内容及び必要に応じて現場を確認し、運営事業者によるセルフモニタリングが機能していることを確認する。

本組合は、運営事業者によるセルフモニタリングが十分に機能していないと判断した場合は、必要に応じて施設巡回、業務監視、運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行い、運営事業者の業務実施状況を確認する。

#### (6) 本組合による随時モニタリング

本組合は、必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。

随時モニタリングにおいては、運営事業者に事前に通知したうえで、本業務について運営事業者に説明を求める。

また、本業務の実施状況を運営事業者の立会いのうえ、確認することができる。運営事業者は、当該説明及び確認の実施に際して、本組合に対して最大限の協力を行うこと。

#### (7) 本組合による財務モニタリング

本組合は、財務モニタリングを年1回行う。

運営事業者は、財務諸表及び長期包括運營業務委託運営費のコスト分析を併せて本組合に提出すること。

財務モニタリングは、運営事業者から提出される財務諸表等を分析し、運営事業者の財務状況を確認・評価する。

### 8 労働安全衛生・作業環境管理

(1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事職員の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。

なお、安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上、必要な管理者、組織等の体制を含めること。

(2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制表を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに変更後の体制表を本組合に提出し、本組合の

承諾を得ること。

- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事職員に使用させること。  
また、保護具及び測定器等は、定期的に点検し、使用に際して支障がないように適切に管理すること。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発 0110 第 2 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づき、本組合及び運営事業者が協議のうえ選任する委員により構成される「ダイオキシン類対策委員会」にて策定される「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を遵守すること。
- (6) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発 0110 第 2 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づき、従事職員のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順を定めた労働安全対策マニュアルを作成し、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 労働安全対策マニュアルは、作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本組合と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- (10) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事職員に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について、本組合に報告すること。
- (11) 運営事業者は、従事職員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本組合に連絡すること。
- (13) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、作業環境を常に良好に保つこと。
- (14) 運営事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境保全報告書を本組合に提出すること。

## 9 緊急時の対応

- (1) 運営事業者は、地震、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、本組合等への連絡体制を整備すること。  
また、緊急事態の発生に備え、従事職員を非常招集できる体制を確立しておくこと。
- (2) 運営事業者は、整備した自主防災組織表及び連絡体制表を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。  
なお、組織及び体制を変更した場合は、速やかに変更後の組織表及び体制表を組合に提出し、本組合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに従事職員を所定の場所に配置して、適切な措置を講ずるとともに、本組合に報告すること。

- (4) 運営事業者は、緊急事態発生時の対応措置について、本組合に速やかに報告するとともに、後日、報告書を提出すること。
- (5) 運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように、施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (6) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。  
なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善していかなければならない。
- (7) 運営事業者は、緊急対応マニュアルの作成に当たり、本組合構成市町が定める地域防災計画等との整合を図ること。  
なお、地域防災計画等が改訂された場合には、緊急対応マニュアルを見直し、地域防災計画等との整合を図ること。
- (8) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。  
なお、訓練の開催については、事前に本組合に連絡すること。
- (9) 運営事業者は、事故等が発生した場合、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を、本組合及び関係所轄官庁に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。

## 10 災害発生時の協力

震災、風水害その他不測の事態により、本要求水準書に示す計画処理量を超える多量の処理対象物が発生する等の状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、運営事業者は、その処理・処分に協力しなければならない。

なお、その処理・処分において、運営事業者に追加費用が発生した場合は、運営事業者は本組合と協議を行うものとする。

## 11 リスク管理

### (1) 基本的考え方

本業務における責任は、原則として運営事業者が負う。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途運営事業者と協議のうえ、決定する。

### (2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクに対する双方の責任分担の程度及び具体的な内容については、運営業務委託契約（案）に定めるとおりとする。

## 12 地元雇用・地元企業の活用

運営事業者は、可能な限り本組合の構成市町内からの雇用に配慮するとともに、業務に必要な資材等についても管内業者から調達するよう努めなければならない。

### 13 焼却プラントから発生する残渣の取り扱い

焼却プラントから発生する残渣（焼却灰・飛灰等）の取り扱いについては、外部の再資源化施設への全量搬出を行う予定であるが、外部の再資源化施設への全量搬出が行えない状況となった場合には、本組合との協議により決定する。

## 第2章 運転管理条件

### 第1節 業務委託に関する条件

#### 1 業務委託に関する図書

本業務は、以下の図書類に基づいて行うこと。

- ① 募集要項
- ② 要求水準書
- ③ 提案書類（運営事業者提出）
- ④ 運営業務委託契約（案）
- ⑤ その他、本組合と運営事業者が合意したもの

#### 2 提案書類の変更

運営事業者は、提出された提案書類の内容を原則変更できない。ただし、本組合の指示により変更する場合は、この限りではない。

また、業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、運営事業者の責任において本要求水準書を満足させるように変更を行うこと。

#### 3 疑義に対する協議等

本要求水準書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈及び業務の遂行に当たり不明な事項については、本組合と運営事業者で協議のうえ、定めるとともに、必ず記録を提出すること。

#### 4 要求水準書の記載事項

##### (1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、施設の信頼及びサービスの向上につながる提案又は業務の実施を妨げるものではない。

よって、運営事業者は、本要求水準書に明記されていない事項であっても、業務遂行のため必要なもの、業務の性格上当然必要と思われるものについては、運営事業者の責任において対応すること。

##### (2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、運営事業者の責任において補足・完備させなければならない。

##### (3) 契約金額の変更

上記(1)、(2)の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

## 5 業務終了時の取扱い

### (1) 業務終了後の運営方法の検討

本組合は、本業務期間終了の24か月前から業務終了後の本施設の運営方法について検討する。運営事業者は、本組合の検討に協力すること。

本組合が業務期間を延長すると判断した場合、運営事業者は、業務の継続に関して本組合と以下のとおり協議に応じること。

- ① 本組合と運営事業者は、本業務の延長について協議を行い、本業務期間終了の12か月前までに本組合と運営事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき本業務は延長される。
- ② 本業務の延長に係る協議において、本組合と運営事業者の合意が本業務期間終了の12か月前までに成立しない場合は、業務期間終了日をもって本業務は終了する。

### (2) 補修・更新計画と実績の検証

運営事業者は、本要求水準書に従い業務期間中の補修・更新計画を策定する。

運営事業者は、策定した補修・更新計画と本業務期間終了の24か月前までの補修・更新実績を比較し、かい離がある場合には検証及び計画の再策定を行い、その結果を速やかに本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

### (3) 業務期間を延長する場合の協議

本組合が運営事業者と本業務期間終了後の業務継続について協議する場合、本業務期間終了後の業務に関する委託料は、本業務期間中の委託料に基づいて決定する。

延長期間における以下の事項に関する費用明細及び本組合との協議により定めた延長期間の業務実施計画等を本業務期間終了の12か月前までに本組合に提出すること。

- ① 人件費
- ② 運転経費
- ③ 維持補修費
- ④ 用役費
- ⑤ その他必要な経費

### (4) 業務終了時の施設引渡し条件

#### ア 本施設の性能に関する条件

- ① 本組合が、本要求水準書に記載されている業務を実施するために、継続して本施設を使用することに支障のない状態であること。
- ② 建物の主要構造物は、大きな損傷がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除くものとする。
- ③ 内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除くものとする。

- ④ 主要な設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、強度等の計測が可能なもの）を満足していること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む）は除くものとする。
- ⑤ 運営事業者は、引渡し時に以下の確認を行うこと。
  - a 運営事業者は、事前に業務完了時性能検査要領を作成し、本組合の承諾を得ること。
  - b 運営事業者は、業務期間終了時に本施設の機能及び性能が所定（基幹的設備改良工事完成後と同程度）の能力を有していることを業務完了時性能検査要領に従い証明し、本組合の承諾を得るものとする。
  - c 業務期間終了時性能検査の実施に必要な経費は、運営事業者の負担とする。

イ 業務の引継ぎに関する条件

- ① 本組合及び本組合が指定する者が、本要求水準書に記載されている業務の実施に支障のないように、当該業務の引継ぎを行うこと。
- ② 引継ぎ項目には、本施設の取扱説明書（本業務期間中の修正・更新内容を含む）及び本業務の実施に当たり運営事業者が整備作成した図書を含むものとする。
- ③ 運営事業者は、業務の引継ぎに際して、事前に業務の引継ぎに必要な要領書等を作成し、本組合の承諾を得ること。
- ④ 運営事業者は、本組合及び本組合が指定する者に対して、本業務期間中の本組合が指定する期間において、必要な人員を配置し、業務の移行が円滑に行えるように必要にして十分な教育と指導を行うこと。
- ⑤ 業務の引継ぎに関する詳細については、本組合及び本組合が指定する者と運営事業者との協議により決定する。

## 第2節 施設稼働に関する条件

### 1 計画処理量

処理対象物の計画搬入量：年間 15,000 トン

（焼却プラント+リサイクルプラント（資源物回収施設）の搬入量）

### 2 計画ごみ質

本施設の計画ごみ質（設計条件）は、以下に示すとおりである。

#### （1）焼却プラントの計画ごみ質

##### ア ごみの種類

ごみの種類は、以下に示すとおりである。

- ① 一般可燃ごみ（家庭系及び事業系可燃ごみ）
- ② 粗大処理後の可燃性ごみ
- ③ し尿脱水汚泥
- ④ し渣

##### イ 組成（建設時）

組成は、表-1 に示すとおりである。

表-1 計画ごみの組成（建設時）

項 目			ごみ質		
			低質時ごみ	基準時ごみ	高質時ごみ
低 位 発 熱 量		(kJ/kg)	3,864	6,300	9,660
		(kcal/kg)	920	1,500	2,300
三 成 分	水 分	(%)	63.0	52.4	37.7
	可 燃 分	(%)	27.8	39.2	54.9
	灰 分	(%)	9.2	8.4	7.4

#### （2）リサイクルプラント（資源物回収施設）の計画ごみ質

##### ア ごみの種類

ごみの種類は、以下に示すとおりである。

- ① 不燃ごみ
- ② 粗大ごみ
- ③ びん類
- ④ 缶類
- ⑤ ペットボトル類
- ⑥ プラスチック製容器包装

- ⑦ 紙パック
- ⑧ ダンボール
- ⑨ 新聞（折込チラシ）
- ⑩ 雑誌・パンフレット・書籍・雑紙
- ⑪ 有害ごみ

イ ごみの最大長さ

粗大ごみの最大長さは、以下に示すとおりである。

- ① 棒のものは直径 20cm 未満のものは長さ 1.5m 以下  
直径 20cm 以上 40 cm 未満のものは長さ 50cm 以下
- ② 平板状のものは縦 2 m 未満、横 1 m 未満、厚み 2 cm 未満
- ③ 箱状のものは縦 2 m 未満、横 1 m 未満、幅 1 m 未満

ウ ごみの単位容積重量（建設時）

ごみの単位容積重量は、表－２に示すとおりである。

表－２ ごみの単体容積重量（建設時）

項 目	単体容積重量
不 燃 ご み	0.15～0.25 t/m <sup>3</sup>
粗 大 ご み	0.10～0.15 t/m <sup>3</sup>

(3) 処理不適物

本施設で処理できない処理不適物は、以下に示すとおりである。

- ① 産業廃棄物
- ② 有害物質（PCB、カドミウム、水銀、鉛等の特定有害物質）
- ③ がれき（ブロック、スレート、瓦等）
- ④ 危険物（火薬等の爆発物）
- ⑤ 油類（廃油、オイル等）
- ⑥ 医療系廃棄物
- ⑦ 塗料
- ⑧ 薬品（農薬、劇薬）
- ⑨ 揮発性物質
- ⑩ ボンベ（酸素、窒素、アセチレン等）
- ⑪ 粉体（爆発の可能性のあるもの）

### 3 施設稼働条件

本施設の稼働時の諸条件は、以下に示すとおりである。

#### (1) 焼却プラントの燃焼条件

##### ア 燃焼温度

850℃以上（焼却炉燃焼温度、再燃焼煙道）

##### イ 上記燃焼温度でのガス滞留時間

2秒以上

##### ウ 煙突出口排ガス中の一酸化炭素濃度

30ppm以下（酸素濃度12%換算値の4時間平均値）

##### エ 焼却残渣の熱灼減量

5%以下

#### (2) リサイクルプラント（資源物回収施設）の処理条件

##### ア 破碎基準

破碎基準は、表-3に示すとおりである。

表-3 粒度150mm以下

項目	粒度
鉄類	85%以上
アルミ類	
不燃物	
可燃物	

##### イ 選別基準

選別物の純度及び回収率は、表-4に示すとおりである。

表-4 選別物の純度及び回収率

項目	純度	回収率
破碎鉄	95%以上	85%以上
破碎アルミ	85%以上	60%以上
不燃物	80%以上	80%以上
可燃物	80%以上	80%以上
鉄（缶）	98%以上	90%以上
アルミ（缶）	95%以上	85%以上
カレット（色選別）	99.8%以上	75%以上

#### 4 公害防止基準

##### (1) 焼却プラントの排ガス基準

排ガス基準は、表－5に示すとおりである。

表－5 焼却プラント排ガス基準

項目	基準値	備考
ばいじん濃度	0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下	
硫黄酸化物濃度	200ppm以下	
塩化水素濃度	200ppm以下	1時間平均値
窒素酸化物濃度	250ppm以下	1時間平均値
一酸化炭素濃度	30ppm以下	4時間平均値
ダイオキシン類濃度	0.05ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	
水銀濃度	50μg/Nm <sup>3</sup> 以下	施行：平成30年度から

注1) 排出濃度は、酸素濃度12%換算値とする。

##### (2) リサイクルプラント（資源物回収施設）の粉じん濃度基準

粉じん濃度基準は、表－6に示すとおりである。

表－6 粉じん濃度基準

項目		基準値
処理棟出口粉じん濃度		0.15mg/Nm <sup>3</sup> 以下
施設内	有人室（労働環境衛生基準）	0.15mg/Nm <sup>3</sup> 以下
	無人室（鉱物性粉じん）	2.9mg/m <sup>3</sup> 以下
集じん装置排気筒出口		0.1g/Nm <sup>3</sup> 以下

##### (3) 騒音基準

敷地境界線において、表－7に示す規制基準以下とする。

表－7 騒音基準

区分	基準値
朝（6時～8時）	55dB(A)以下
昼間（8時～19時）	60dB(A)以下
夕（19時～22時）	55dB(A)以下
夜間（22時～6時）	50dB(A)以下

(4) 振動基準

敷地境界線において、表－8に示す規制基準以下とする。

表－8 振動基準

区 分	基準値
昼間（8時～19時）	65dB 以下
夜間（19時～8時）	60dB 以下

(5) 悪臭基準

敷地境界線上において、表－9に示す臭気強度 2.5 以下に相当する悪臭物質濃度基準以下とする。

表－9 物質濃度基準

項 目	基準値
ア ン モ ニ ア	1ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002ppm
硫 化 水 素	0.02ppm
硫 化 メ チ ル	0.01ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005ppm
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05ppm
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05ppm
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009ppm
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02ppm
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009ppm
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9ppm
酢 酸 エ チ ル	3ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1ppm
ト ル エ ン	10ppm
ス チ レ ン	0.4ppm
キ シ レ ン	1ppm
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001ppm

## 5 その他焼却プラントの基準

### (1) 焼却主灰・飛灰のダイオキシン類含有基準

表-10 ダイオキシン類含有基準

項目	基準値
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下

### (2) 作業環境基準

#### ア 粉じん

作業環境として粉じんは法令に基づき、第1管理区分以下とする。

#### イ 照度

照度は、原則として照度基準 JISZ9110 及び労働安全衛生規則第 604 条の規定する数値以上とする。

#### ウ ダイオキシン類

施設内作業におけるダイオキシン類は、第1管理区域 (2.5pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下) であること。

## 第3章 運営管理体制及び事前準備

### 第1節 運営管理体制

#### 1 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、本業務の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した業務実施体制について、以下の書類を提出し、本組合の承諾を得ること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに変更後の体制表を組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

- ① 業務従事者名簿、業務従事者経歴書及び有資格者名簿  
(免許等を証明する書類を添付)
- ② 就業規則
- ③ 労働安全衛生に係る組織表
- ④ 社会保険加入証明書
- ⑤ 総括責任者(事業所長)の選任届
- ⑥ 職務分担表及び勤務体制表

#### 2 有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理を対象とした焼却処理施設における長期包括運營業務又は PFI/PPP 方式での運転管理業務の総括責任者として1年以上従事した経験を有する者、あるいは同等の能力を有する者を、本業務の総括責任者として業務開始後1年以上専任で配置すること。
- (2) 運営事業者は、本業務の実施に当たり、表-11 に示す必要な有資格者を配置すること。

なお、有資格者は、原則として本施設の専従者とするが、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

#### 3 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時における本組合等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに変更後の体制表を組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

表-11 必要な有資格者（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 (ごみ処理施設技術管理士) (破砕・リサイクル施設技術管理士)	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
電気主任技術者 <sup>注)</sup>	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
クレーン運転士又は クレーン特別教育修了者	クレーンの運転
電気工事士	電気工事の作業に従事する者の電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与する
危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	酸素欠乏・硫化水素中毒危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏・硫化水素中毒を防止する
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質等（安衛令別表3）を製造し、又は取り扱う業務
ダイオキシン類業務作業指揮者	ダイオキシン類に係わる業務を行う場合の指揮
ガス溶接、アーク溶接、 玉掛け等技能講習者	溶接、玉掛け等の業務
安全衛生推進者	安全衛生に係る技術的事項の推進（常時10以上50人未満の労働者を使用する事業場）
防火管理者	施設の防火に関する管理者
車両系建設機械 運転技能講習修了者	ホイロローダー、フォークリフト等の運転
その他、本施設の運営のために必要な資格を有する者	

注) 外部委託は可能とする。

## 第2節 事前準備業務

### 1 業務実施計画書

- (1) 運営事業者は、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を本業務開始前までに本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、各年度の業務が開始する30日前（ただし、令和5年度分を除く。）までに、業務実施計画書に基づき、当該年度の業務実施計画書を組合に提出し、本組合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、作成した業務実施計画書を変更する場合、本組合と協議のうえ、業務実施計画書を変更し、本組合の承諾を得ること。

表-12 業務実施計画書の構成（参考）

項目	細目
1 業務実施体制表	① 業務実施体制表
2 運営管理業務実施計画書	① 運転計画（年間、月間） ② 運転管理記録 等を含む
3 維持管理業務実施計画書	① 調達・管理計画 ② 点検・検査計画 ③ 補修・更新計画 ④ 維持管理記録 等を含む
4 環境管理業務実施計画書	① 環境保全基準 ② 環境保全計画 ③ 作業環境保全基準 ④ 作業環境保全計画 ⑤ 環境管理記録 等を含む
5 情報管理業務実施計画書	① 各種報告書提出要領 ② 各種報告書様式 等を含む
6 その他関連業務実施計画書	① 見学者対応計画 ② 住民対応計画 ③ 防火管理計画 ④ 警備・防犯計画 ⑤ 清掃計画 ⑥ 植栽管理計画 等を含む
7 モニタリング実施計画書	① モニタリング実施体制 ② モニタリング対象業務 ③ モニタリング方法・手順
8 その他	① 本組合との協議により必要な図書類

## 2 運營業務マニュアル

- (1) 運営事業者は、各業務の実施に必要な事項を記載した運營業務マニュアルを本業務開始前までに本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、作成した運營業務マニュアルを変更する場合、本組合と協議のうえ、運營業務マニュアルを変更し、本組合の承諾を得ること。

表-13 運營業務マニュアルの構成（参考）

項 目
1 運転管理マニュアル
2 施設保全マニュアル
3 安全作業マニュアル（ダイオキシン類ばく露防止対策含む）
4 緊急対応マニュアル（災害、事故、故障、停電等）
5 その他必要なもの

## 3 教育訓練等

- (1) 運営事業者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、従事職員に必要な指導、教育訓練等を定期的に行うこと。特に、新規採用時の従事職員については、教育訓練を徹底すること。
- (2) 運営事業者は、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、従事職員に適正な教育訓練を行わなければならない。

## 4 事前準備

運営事業者は、業務が円滑に行えるように、本業務開始前に本組合（現運営事業者を含む）から教育と指導等を受ける必要がある場合は、本組合の指示に従うこと。

## 第4章 運営業務の内容

### 第1節 受付管理業務

#### 1 受付管理業務

運営事業者は、搬入基準、関係法令、要求水準書及び提案書類等を遵守し、適切な受付管理業務を行う。

#### 2 受付管理

- (1) 運営事業者は、計量棟において収集、許可業者、直接搬入の各車両に対して計量手続きを行う。
- (2) 運営事業者は、処理対象物及び副生産物等を搬入・搬出する車両について、計量棟において計量し、確認・記録する。
- (3) 運営事業者は、計量棟で受付ける処理対象物について、本組合が定める搬入基準を満たしていることを適宜確認し、搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、受け入れない。

また、搬入基準を満たしていない処理不適物を持ち込んだ搬入者に対して、分別指導等を行う。

- (4) 処理対象物の分別区分及び搬入基準は、本組合が定めるものとする。

なお、本組合が処理対象物の分別区分及び搬入基準を変更する場合は、事前に運営事業者へ通知する。運営事業者は、処理対象物の分別区分及び搬入基準が変更された場合には、業務内容の見直しを行うこと。

#### 3 受付時間

- (1) 計量棟における受付時間は、平日、祝日及び日曜日の8時30分から16時30分までとする。
- (2) 昼の休憩時間も受入可能な体制とする。
- (3) 土曜日終日、年末年始の4日間（12月31日から1月3日）、平日夜間等は受付時間外とする。
- (4) 本組合から指示があった場合は、臨時受入を行うこと。

#### 4 案内・指示

- (1) 運営事業者は、安全に搬入が行われるように、計量棟周辺において、最適な案内・指示を行う。
- (2) 運営事業者は、必要に応じて誘導員を配置し、車両渋滞等が発生しないよう努める。

#### 5 手数料徴収管理

- (1) 直接搬入者からのごみ処理手数料については、本組合が定める金額を本組合が定める方法で収納する。ごみ処理手数料は原則として現金収納とする。

- (2) 運営事業者は、ごみ処理手数料集計表を作成し、翌営業日の9時00分までに現金と一緒に本組合に収納し、本組合担当職員より集計表に確認印を受けること。
- (3) 計量業務に必要とされるつり銭については、運営事業者にて用意すること。

## 第2節 運転管理業務

### 1 運転管理業務

運営事業者は、関係法令、要求水準書及び提案書類等を遵守し、本施設の性能を十分に発揮し、搬入される処理対象物を安定的かつ適正に処理するように運転管理業務を実施すること。

なお、本組合により処理対象の分別区分及び搬入基準が変更された場合には、運営事業者は業務内容の見直しを行うこと。

また、業務時間については、第4章 第1節 3 受付時間を考慮するものとする。

### 2 運転計画

運営事業者は、以下のとおり運転計画を作成すること。

- (1) 運営事業者は、本施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。
- (2) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づき、本施設の点検・検査、補修・更新等を考慮した年間運転計画を毎年度作成すること。
- (3) 運営事業者は、作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。
- (4) 運営事業者は、本組合の承諾を得たうえで、作成した年間運転計画及び月間運転計画を実施すること。
- (5) 運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本組合と協議のうえ、計画を変更し、本組合の承諾を得ること。

### 3 運転管理マニュアル

運営事業者は、以下のとおり運転管理マニュアルを作成すること。

- (1) 運営事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安として管理値を設定するとともに、操作手順、方法等を記載した運転管理マニュアルを作成すること。
- (2) 運営事業者は、本組合の承諾を得たうえで、作成した運転管理マニュアルに基づき、運転を実施すること。
- (3) 運営事業者は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、作成した運転管理マニュアルを随時改善すること。
- (4) なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、本組合の承諾を得ること。

### 4 搬入管理

運営事業者が実施する搬入管理の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 運営事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内において、監視員を配置し、搬入車両を誘導・指示すること。
- (2) 運営事業者は、本施設に搬入される処理対象物について、搬入基準を満たしているかを確認し、処理不適物の混入防止に努めること。
- (3) 運営事業者は、本組合が収集する処理対象物の中から処理不適物を発見した場合、本組合に報告し、本組合の指示に従うこと。
- (4) 運営事業者は、直接搬入者等の処理対象物の中から処理不適物を発見した場合、搬入

者に処理不適物を返還するとともに、本組合に報告すること。

また、処理不適物ごとに本組合が別途指示する場所への搬入を指示すること。搬入者が帰った後に処理不適物を発見した場合は、本組合の指示に従うこと。

(5) 運営事業者は、直接搬入者等の処理対象物の荷降ろし時に、適切な指示及び補助を行うこと。

(6) 運営事業者は、本組合がプラットホーム内で展開検査を行う場合には協力すること。

## 5 適正処理

(1) 運営事業者は、焼却プラントに搬入された処理対象物を関係法令及び第2章 第2節 施設稼働に関する条件を遵守し、適正に処理を行うこと。特に、ダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。

(2) 運営事業者は、焼却プラントより排出される副生産物（焼却主灰、焼却飛灰）が関係法令及び第2章 第2節 3施設稼働条件（ダイオキシン類含有基準値を除く。）を満たすように適正に処理すること。副生産物（焼却主灰、焼却飛灰）が関係法令及び施設稼働条件を満たさない場合、運営事業者は本組合に報告を行い、関係法令及び施設稼働条件を満たすよう必要な措置を講じること。

(3) 運営事業者は、リサイクルプラント（資源物回収施設）に搬入された処理対象物を関係法令及び第2章 第2節 3施設稼働条件を遵守し、適正に処理を行うこと。

(4) 運営事業者は、リサイクルプラント（資源物回収施設）において、粗大ごみ、不燃ごみ、缶類及びびん類等処理時の選別基準が第2章 第2節 3（2）リサイクルプラント（資源物回収施設）の処理条件を満たすように適正に処理すること。選別物が選別基準を満たさない場合、運営事業者は本組合に報告を行い、選別基準を満たすよう必要な措置を講じること。

## 6 適正運転の確認

(1) 運営事業者は、本施設の運転が関係法令及び第2章 第2節 施設稼働に関する条件等を満たしていることを確認するために、表-14 に示す項目について測定を実施すること。

(2) 運営事業者は、関係法令及び規格等に準拠し、各項目の測定を実施すること。

(3) なお、計測及び分析等の依頼先は、法的資格を有する者とする。

表-14 測定項目及び実施頻度（参考）

施設名	測定項目		実施頻度
焼却プラント	1 ごみ質	① 種類組成 ② 三成分 ③ 低位発熱量 ④ 単位容積重量	6回/年以上
	2 焼却灰	① 熱灼減量 ② 水分	1回/月以上
	3 ばい煙	① ばいじん ② 硫黄酸化物 ③ 窒素酸化物 ④ 塩化水素 ⑤ 水銀	2回/年以上（炉別）
	4 ダイオキシン類	① 排ガス ② 焼却主灰 ③ 焼却飛灰	1回/年以上（炉別） 1回/年以上 1回/年以上
	5 作業環境	① 粉じん ② ダイオキシン類 ③ 照度	1回/年以上 1回/年以上 2回/年以上
リサイクルプラント （資源物回収施設）	6 ごみ質	① 種類組成 ② 単位容積重量	1回/年以上
	7 粉じん	① 排出口	2回/年以上
	8 破砕物	① 破砕寸法	1回/年以上
	9 選別物	① 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の純度 ② 不燃・粗大ごみ、缶類・びん処理時の選別物の回収率	1回/年以上
	10 作業環境	① 粉じん ② 照度	1回/年以上 2回/年以上
共通	11 騒音	① 敷地境界4箇所	1回/年以上
	12 振動	① 敷地境界4箇所	1回/年以上
	13 悪臭	① 臭気指数 敷地境界（2箇所） ② 悪臭物質（22項目） 敷地境界（2箇所）	1回/年以上

## 7 搬出物の保管及び積込

(1) 運営事業者は、焼却プラントより排出される副生産物（焼却主灰、焼却飛灰）が、適正処理に支障のないように適切に保管・管理し、本組合が指定する保管量に達した場合、搬出車両の手配を行うこと。

なお、処理・処分委託業者は本組合が決定し、契約をする。

(2) 運営事業者は、焼却プラントより排出される副生産物（焼却主灰、焼却飛灰）を搬出する際の積込み作業又はその補助を行うこと。

(3) 本組合は、焼却プラントより排出される副生産物（焼却主灰、焼却飛灰）の処理に係る費用を負担する。

(4) 運営事業者は、リサイクルプラント（資源物回収施設）より排出される副生産物（不燃残渣）が、適正処理に支障のないように適切に保管・管理し、本組合が指定する保管量に達した場合、搬出車両への積込を行い、本組合が指定する処分場への運搬を行うこと。

(5) 本組合は、リサイクルプラント（資源物回収施設）より排出される副生産物（不燃残渣）の処分に係る費用が発生した場合には負担する。

(6) 運営事業者は、リサイクルプラント（資源物回収施設）より排出される資源化物の鉄（スチール缶を含む）・アルミ（アルミ缶を含む）、びん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙パック・新聞・チラシ・雑誌等・蛍光灯・乾電池が、適正処理に支障のないように適切に保管・管理し、本組合が指定する保管量に達した場合、搬出車両の手配を行うこと。

なお、処理・処分委託業者は本組合が決定し、契約をする。

(7) 運営事業者は、リサイクルプラント（資源物回収施設）より排出される資源化物の鉄（スチール缶を含む）・アルミ（アルミ缶を含む）、びん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙パック・新聞・チラシ・雑誌等・蛍光灯・乾電池を搬出する際の積込作業又はその補助を行うこと。

(8) 本組合は、リサイクルプラント（資源物回収施設）より排出される資源化物の鉄（スチール缶を含む）・アルミ（アルミ缶を含む）、びん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙パック・新聞・チラシ・雑誌等の再資源化に係る費用を負担する。

(9) 運営事業者は、リサイクルプラント（資源物回収施設）より排出される有害ごみの蛍光灯・乾電池の再資源化に係る費用を負担する。なお、令和5年度については大口リサイクルセンターで収集された蛍光灯・乾電池を含む。

(10) 運営事業者は、本組合が保有する車両及び重機を無償で使うことができる。

なお、使用条件等については、本組合の指示に従うこと。

(11) 運営事業者は、車両及び重機の維持管理を実施し、その費用を負担すること。

また、老朽化した車両及び重機の更新（購入又はリース）については、必要に応じて本組合と協議を行うものとする。

## 8 日常点検作業

(1) 運営事業者は、機器異常の早期発見に努め、重大事故を未然に回避するように日常巡視点検を実施すること。

- (2) 運営事業者は、点検により発見した不具合のうち、軽微なものは各機器の取扱説明書等に従い、対処すること。

## 9 簡易修繕

- (1) 運営事業者は、常設の補修機材等により修理可能な不具合等を運営事業者の責任において、簡易修繕を行うこと。
- (2) 運営事業者は、簡易修繕を行った場合には作業範囲と作業内容等を記録に残すこと。

## 10 再利用品の展示及び販売業務

- (1) 運営事業者は、再利用可能なもの又は手直しすれば再利用可能となるものを手直しし、展示室で展示、販売を行うこと。
- (2) 運営事業者は、再利用品を展示、販売した代金を公金として管理し、これを保管し、組合へ納めること。

## 11 井戸水の管理

運営事業者は、井戸水を飲料水として適正な処理・維持管理を行うこと。

## 12 資源化促進

- (1) 運営事業者は、安定して適正な資源化が行われるようリサイクルプラント（資源物回収施設）で選別された資源化物の品質の確保に努めること。
- (2) 運営事業者は、本組合の要請に基づき、資源化物が適正に資源化されるよう適切な分別・処理作業に努めること。

## 13 リサイクルプラント（資源物回収施設）の工事期間中の業務

運営事業者は、リサイクルプラント（資源物回収施設）工事期間中に直接搬入者より搬入された処理対象物を本組合が指定する外部委託処理施設へ本組合が貸与する運搬車両と重機を使用して運搬を行うこと。

## 14 運転管理記録

運営事業者は、本施設の運転管理記録として、以下のものを作成すること。

なお、記録内容及び様式については、現状の記録内容及び様式等を参考に、本組合と協議のうえ、決定する。

- ① 運転データ（処理量、稼働時間、排ガス濃度等）
- ② 用役データ（電気、水道、燃料、薬品等）
- ③ 点検・検査、補修・更新内容等
- ④ その他必要なもの

## 第3節 維持管理業務

### 1 維持管理業務

運営事業者は、関係法令、要求水準書及び提案書類等を遵守し、本施設が性能を十分に発揮し、安定的かつ適正な処理が行えるように維持管理業務を実施すること。

### 2 調達・管理計画

- (1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画、月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達・管理を実施するために、調達・管理する備品・什器・物品・用役の品目、使用状況管理、品質保持方法、補充管理方法等を記載した調達・管理計画を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、本施設における調達・管理計画に変更が生じた場合、本組合と協議のうえ、計画を変更し、本組合に提出すること。

### 3 備品・什器・物品・用役の調達・管理

- (1) 運営事業者は、本施設の備品・什器・物品・用役の調達を行い、それらを常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、本施設に係るすべての費用を負担すること。

### 4 施設の機能維持

運営事業者は、本施設の基本機能を業務期間にわたり維持すること。

### 5 点検・検査計画

- (1) 運営事業者は、本施設の基本性能を維持するために、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成すること。法定点検・検査の項目は、表-15に示すとおりとする。
- (2) 運営事業者は、点検及び検査を本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように、点検・検査計画を作成すること。
- (3) 運営事業者は、すべての点検・検査を運転の効率性を考慮して計画し、原則として同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は、同時に行うように計画すること。
- (4) 運営事業者は、通年及び各年度の点検・検査計画を本組合に提出し、承諾を得ること。  
なお、点検・検査計画を変更する場合は、本組合の承諾を得ること。

### 6 点検・検査の実施

- (1) 運営事業者は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて、点検・検査を実施すること。
- (2) 運営事業者は、日常点検で異常が発見された場合や、故障が発生した場合等は臨時点検を実施すること。

- (3) 本組合が必要と認めた場合、運営事業者は、速やかに臨時の点検・検査を実施すること。
- (4) 運営事業者は、点検・検査実施後速やかに、点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (5) 運営事業者は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による必要年数保管すること。

表-15 法令点検・検査の項目（参考）

項目	法令・通知等	実施頻度
1 一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施工規則第4条 機能検査 施行規則第5条 精密機能検査	1年/1回以上 3年/1回以上
2 計量機	計量法 第21条 定期検査の実施時期等	2年/1回以上
3 クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査 第34条 荷重試験等 第35条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第36条 作業開始前の点検 第40条 性能検査	1年/1回以上 1月/1回以上 作業開始前 2年/1回以上
4 受変電設備	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査	定期検査 1年/1回以上
5 自家発電設備	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査	定期検査 1年/1回以上
6 浄化槽	浄化槽法 第10条 保守点検 第11条 定期検査	1月/1回以上 1年/1回以上
7 建築設備（エレベータ）	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査  建築基準法 定期検査	1年/1回以上 1月/1回以上 1～2年/1回以上  1年/1回以上
8 消防設備	消防法 第17条の3の3 消防設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告	1年/1回以上
9 燃料貯留槽	消防法 第17条の3の3 危険物の規制に関する規則 第62条の4 定期点検	1年/1回以上
10 その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

## 7 補修・更新計画

(1) 運営事業者は、本施設の基本性能を維持するために、業務期間における補修・更新計画（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成すること。

なお、運営事業者が計画すべき補修・更新の範囲は、表-16 に示すとおりとする。

(2) 運営事業者は、本施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を図るよう補修・更新計画を作成すること。

(3) 運営事業者は、本業務期間を通じた補修・更新計画を、各機器の点検・検査結果に基づき、毎年度更新すること。

(4) 運営事業者は、各機器の点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修・更新計画を作成すること。

(5) 運営事業者は、通年及び各年度の補修・更新計画を本組合に提出し、承諾を得ること。  
 なお、補修・更新計画を変更する場合は、本組合の承諾を得ること。

表-16 補修・更新の範囲及び業務分担（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）	
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止した時、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整
機器更新		現在使用している機器の劣化等による寿命又は部品等が陳腐化した時、新たに他の機器と取り替えること。		
改良保全		設備の体質改善により、信頼性・安全性・操作性・経済性・保全性の向上を図る。		

注) 表中の内容は、本施設のプラント機械設備・電気設備・計装設備、建築機械設備・建築電気設備に適用する。

## 8 補修・更新の実施

- (1) 運営事業者は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、定常的な補修・更新を行うこと。
- (2) 運営事業者は、定常的な補修・更新の対象となる機器の耐久度・消耗状況により、運営事業者の費用と責任において補修・更新を実施する。ただし、法令改正、不可抗力によるもの及び表-17 に示す大型機器等、運営事業者が善管注意義務を払い業務を実施したにもかかわらず、本施設の老朽化が原因であることが明らかな場合には、その対応について本組合と協議のうえ、決定すること。
- (3) 運営事業者は、補修・更新に際して工事施工計画書を本組合に提出し、承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、補修・更新実施後速やかに、補修・更新実施報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (5) 運営事業者は、補修・更新に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による必要年数保管すること。
- (6) 運営事業者は、大型機器の更新等業務範囲外の工事が必要な場合は、工事实施の前年度までに本組合と協議を行い、本組合の承諾を得ること。
- (7) 本組合は、運営事業者の要望する工事の実施に必要な個別予算措置を行い、運営事業者に工事を発注する。

## 9 補修・更新計画との実施の検証

運営事業者は、本組合が令和9年度において、令和10年度から令和14年度までの5年間の委託業務内容及びその費用の精査・検討に際して、本業務開始後4年間の補修・更新計画と実績を比較・検証し、その結果を本組合に提出し、承諾を得ること。

## 10 精密機能検査

- (1) 運営事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 第5条」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」に基づき、3年に1回以上の頻度で、第三者による精密機能検査を実施すること。
- (2) 運営事業者は、精密機能検査終了後、精密機能検査報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 運営事業者は、精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の基本性能の維持のために必要な点検・検査計画、補修・更新計画の見直しを行うこと。

表-17 大型機器リスト

区分	設備名	機器名称	数量	備考
焼却プラント	受入供給設備	ごみ投入扉	4基	部分補修対応が不可能となり、更新が必要な場合。
		自動窓清掃装置	1式	部分補修対応が不可能となり、更新が必要な場合。
	排ガス処理設備	触媒反応塔	2基	触媒ユニットの著しい劣化(性能低下)により一式更新が必要な場合。
	余熱利用設備	予備ボイラ	1基	主要部品供給停止により修理対応が不可能となり、更新が必要な場合。
	通風設備	煙突	2基	内筒及び外壁の著しい劣化により大規模補修が必要な場合。
	給排水設備	プラント用水受水槽	1基	槽内コンクリートの著しい剥離により大規模補修が必要な場合。
		雨水貯留槽	1基	
		プラント冷却水受水槽	1基	
		井水受水槽	1基	
		再利用水受水槽 (噴射水槽兼用)	1基	
		放水銃水槽	1基	
	排水処理設備	ごみピット汚水貯留槽	1基	槽内コンクリートの著しい剥離により大規模補修が必要な場合。
		有機系汚水受水槽	1基	
		無機系汚水受水槽	1基	
電気設備	受変電設備	1式	主要部品供給停止により修理対応が不可能となり、更新が必要な場合。	
	非常用発電設備	1基	主要部品供給停止により修理対応が不可能となり、更新が必要な場合。	
リサイクタル	選別設備	自動色選別装置	1基	部分補修対応が不可であり、システム(PC・OS・カメラ)一式の更新が必要場合。
	電気設備	受変電設備	1式	主要部品供給停止により修理対応が不可能となり、更新が必要な場合。

## 11 長寿命化総合計画の運用

- (1) 運営事業者は、令和2年度に作成された「未来館長寿命化総合計画」（以下「長寿命化総合計画」という。）を運用すること。
- (2) 運営事業者は、焼却プラント及びリサイクルプラント（資源物回収施設）の「施設保全計画」に基づき、施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。
- (3) 運営事業者は、点検・検査、補修・更新、精密機能検査等の結果に基づき、「維持補修履歴」及び「施設保全計画」を毎年度更新し、その都度本組合の承諾を得ること。

## 12 施設の保全

- (1) 運営事業者は、土木・建築設備、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、適切な修理・交換等を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるもの等、運営事業者が善管注意義務を払い業務を実施したにもかかわらず、本施設の老朽化が原因であることが明らかな場合には、その対応について本組合と協議のうえ、決定すること。
- (2) 運営事業者は、見学者等の第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないように、点検、修理、交換等を計画的に行うこと。
- (3) 運営事業者は、見学者の案内啓発展示設備の点検、調整、修理を行い、常に良好な機能を維持すること。
- (4) 運営事業者は、屋根の防水、構内道路のアスファルト舗装及び構内白線引きを適切に点検、修理、交換等を行うこと。
- (5) 施設の保全に係る計画については、調達・管理計画、点検・検査計画、補修・更新計画等に含めること。

## 13 改良保全

- (1) 運営事業者は、故障等の対策として本施設の改造や設計是正による設備の改善等の改良保全を行おうとする場合、改良保全に関する計画を本組合に提案すること。
- (2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、本組合において判断する。
- (3) 改良保全や新技術の採用により、運営に損失が生じる場合、その費用は本組合と運営事業者で協議する。
- (4) 法改正に伴い本施設の改造が必要な場合、その費用負担は、運営業務委託契約（案）に定めるとおりとする。

## 第4節 環境管理業務

### 1 環境管理業務

運営事業者は、関係法令、要求水準書及び提案書類等を遵守し、適切な環境管理業務を実施すること。

### 2 環境保全基準

- (1) 運営事業者は、第2章 第2節 施設稼働に関する条件、環境保全関係法令、生活環境影響調査書等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 運営事業者は、本業務の実施に当たり、設定した環境保全基準を遵守すること。
- (3) 運営事業者は、法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議し、本組合の承諾を得ること。

### 3 環境保全計画

- (1) 運営事業者は、本業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために、必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。  
なお、計測及び分析等の依頼先は、法的資格を有する者とする。
- (3) 運営事業者は、環境保全基準の遵守状況について、環境保全報告書を作成し、本組合に提出すること。

### 4 作業環境保全基準

- (1) 運営事業者は、「廃棄物処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、「労働安全衛生法」等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) 運営事業者は、本業務の実施に当たり、設定した作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) 運営事業者は、法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議し、本組合の承諾を得ること。

### 5 作業環境保全計画

- (1) 運営事業者は、業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために、必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。  
なお、計測及び分析等の依頼先は、法的資格を有する者とする。
- (3) 運営事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について、作業環境保全報告書を作成し、本組合に提出すること。

## 6 運転の即時停止

運営事業者は、環境保全計画及び作業環境保全計画並びに公害防止基準に基づく計測の結果が本節にて定めた環境保全基準及び作業環境保全基準（以下「停止基準」という。）を上回った場合は、速やかに本施設の運転を停止したうえで、以下の手続きにおいて施設の使用再開を行うものとする。

- ① 停止基準に至った原因と責任の究明
- ② 事業者による本施設の復旧計画
- ③ 改善作業への着手
- ④ 改善作業の完了確認
- ⑤ 復旧のための試運転の開始
- ⑥ 運転データの確認
- ⑦ 本施設の使用再開

なお、本組合による復旧計画の確認、本施設の改善作業の確認等に際し、本組合は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。

## 第5節 情報管理業務

### 1 情報管理業務

運営事業者は、関係法令、要求水準書及び提案書類等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

### 2 運転管理報告

- (1) 運営事業者は、運転計画を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、処理対象物別搬入量、副生産物及び資源化物別搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌等の内容を記載した日報、月報、年報等の運転管理報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 運営事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を本組合と協議のうえ、決定すること。
- (4) 運営事業者は、運転管理に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による必要年数保管すること。

### 3 調達・管理報告

- (1) 運営事業者は、調達・管理計画を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、調達・管理結果を記載した調達・管理報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 運営事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を本組合と協議のうえ、決定すること。
- (4) 運営事業者は、調達・管理に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による必要年数保管すること。

### 4 点検・検査報告

- (1) 運営事業者は、点検・検査計画を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、点検・検査結果を記載した点検・検査報告書、精密機能検査報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 運営事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を本組合と協議のうえ、決定すること。
- (4) 運営事業者は、点検・検査に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による必要年数保管すること。

### 5 補修・更新報告

- (1) 運営事業者は、補修・更新計画を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、補修・更新結果を記載した補修・更新報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 運営事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を本組合と協議のうえ、決定すること。

- (4) 運営事業者は、補修・更新に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による必要年数保管すること。

## 6 環境管理報告

- (1) 運営事業者は、環境保全計画を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 運営事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を本組合と協議のうえ、決定すること。
- (4) 運営事業者は、環境保全に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による必要年数保管すること。

## 7 作業環境管理報告

- (1) 運営事業者は、作業環境保全計画を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 運営事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を本組合と協議のうえ、決定すること。
- (4) 運営事業者は、作業環境保全に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による必要年数保管すること。

## 8 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、業務期間中、本施設に関する運営業務マニュアル、取扱説明書及び図面等を適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、補修・更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、運営業務マニュアル、取扱説明書及び図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に関する運営業務マニュアル、取扱説明書及び図面等の管理方法を本組合と協議のうえ、決定すること。
- (4) 運営事業者は、本組合が発信する状況情報等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

## 9 本施設の維持管理記録に関する報告

- (1) 運営事業者は、本施設の運転管理状況に関する情報について、「廃棄物処理及び清掃に関する法律 第9条の3第6項」に基づき、本組合が公表できるように必要な情報を本組合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、提出内容及び頻度について、本組合の指示に従うこと。

## 10 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、本施設の設備により管理記録が可能な項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目のうち、本組合が提出を要望する管理記録について、管理記録計画

- 録報告を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を本組合と協議のうえ、決定すること。
  - (3) 運営事業者は、本組合が提出を要望する管理記録に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による必要年数保管すること。

## 第6節 その他関連業務

### 1 その他関連業務

運営事業者は、関係法令、要求水準書及び提案書類等を遵守し、適切に業務を遂行すること。

### 2 見学者対応

- (1) 運営事業者は、見学者の受付及び対応を実施すること。
- (2) 本組合は、行政視察の対応を実施するが、本組合から要請がある場合には、対応に協力すること。

### 3 住民対応

- (1) 運営事業者は、住民等の対応（来館者及び電話対応）を実施すること。
- (2) 運営事業者は、常に適切な運転管理業務を行うことにより、ごみ処理事業が近隣住民の理解と信頼の向上に寄与するよう努めること。
- (3) 運営事業者は、本組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- (4) 運営事業者は、本業務に関して、住民等から直接意見等を得た場合は、速やかに本組合に報告すること。

### 4 防火管理

- (1) 運営事業者は、「消防法」等関係法令に基づき、本施設の防火上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した防火管理体制表を組合に提出し、本組合の承諾を得ること。  
なお、体制を変更した場合は、速やかに変更後の体制表を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上に問題がある場合は、適切な修理・交換を行うこと。
- (4) 運営事業者は、特に、ごみピット、ストックヤード、コンベヤについて、入念な防火管理を行うこと。

### 5 警備・防犯

- (1) 運営事業者は、本施設の警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した本施設の警備・防犯体制表を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。  
なお、体制を変更した場合は、速やかに変更後の体制表を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- (4) 運営事業者は、施設の夜間・休日の施錠管理を実施すること。
- (5) 運営事業者は、門扉の維持管理及び開閉を実施すること。

## 6 清掃

- (1) 運営事業者は、本施設の清掃について、日常清掃の他、定期清掃等のすべての清掃を含む清掃計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、清掃計画に基づき、常に本施設内を清潔に保つこと。特に、見学者等の第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。
- (3) 運営事業者は、本施設の維持のため、機器外観の清掃を行い、貸与された各設備機器室、中央制御室等の整理整頓と日常の清掃を行うこと。
- (4) 運営事業者は、敷地内及び進入路の除雪作業を行うこと。

## 7 植栽管理

- (1) 運営事業者は、本施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水まき等を記載した植栽管理計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、植栽管理計画に基づき、本施設の植栽を適切に管理すること。業務範囲・緑化範囲については、別添資料2に示すとおりとする。

## 8 施設運営上必要な保険への加入

運営事業者は、事業期間中、施設運営上必要な保険に加入すること。保険金額等については、運営事業者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、本組合との協議のうえ、決定すること。

## 9 その他附属施設の運営・維持管理

運営事業者は、その他附属施設（管理棟、工房室、駐車場、洗車棟、多目的広場、調整池）の運営・維持管理業務を行うこと。

添付資料1 業務分担リスト

以下に定める業務分担につき各々自らの費用と責任において業務を行うこととする。

1	一 般 事 項			
	業 務 内 容	本組合	運 営 事 業 者	備 考
(1)	モニタリング	●		・本組合が全体管理、監視
(2)	セルフモニタリング		●	・実施計画書の作成 ・業務報告書を作成し、本組合へ報告
(3)	安全衛生管理・作業 環境管理		●	・安全衛生管理体制の構築 ・作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境保 全報告書の作成・報告 ・安全作業マニュアルを作成し、作業行動の安全に 努める ・本組合の管理区分における安全衛生管理体制に基 づく安全衛生管理
			●	・事業者の管理区分における安全衛生管理体制に基 づく、職場における労働者の安全と健康を確保 ・安全作業の手順を定め作業行動の安全に努め、作 業状況に応じて随時手順の改善
(4)	緊急対応マニュアル の作成		●	・緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止・ 復旧手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、 本組合の承諾を得る ・緊急対応マニュアルの改善
(5)	自主防災組織の整備		●	・台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員 の怪我等に備え、自主防災組織の整備 ・自主防災組織及び警察、消防、本組合等への連絡 体制の整備
(6)	防災訓練の実施		●	・定期的な防災訓練の実施
(7)	事故報告		●	・事故発生時に緊急対応マニュアルに従い、事故状 況、運転記録の本組合へ報告 ・事故報告書を作成し、本組合へ報告

2	受付管理業務（焼却プラント・リサイクルプラント（資源物回収施設）共通業務）			
	業務内容	本組合	運営事業者	備考
(1)	処理対象物の収集・受付管理		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集車、登録業者、薬剤等副資材及び回収物等の搬入・搬出車両の記録・確認・管理</li> <li>・搬入された廃棄物の搬入管理</li> <li>・搬入基準を満たしていない処理不適物を持ち込んだ搬入者に対して、分別指導等</li> <li>・善管注意義務をもって搬入処理対象物の監視</li> </ul>
		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理対象物の収集・搬入</li> <li>・本組合構成市町の収集車（契約車両を含む）により焼却プラントへ搬入される廃棄物について、それぞれの投入場所への投入</li> </ul>
(2)	計量		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入車両の計量</li> <li>・搬出車両の計量</li> <li>・計量記録の管理</li> </ul>
(3)	搬入車両の案内・指示		●	・搬入・搬出車両の誘導・指示
(4)	料金徴収及び収納		●	・料金徴収事務
		●		・料金収納事務

3	運転管理業務（焼却プラント）			
	業務内容	本組合	運営事業者	備考
(1)	ごみ処理計画作成	●		・年度別の収集・搬出計画の策定
(2)	運転計画の作成		●	・年度別の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画を作成し本組合の承諾を得る ・年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し本組合へ報告 ・年間運転計画、月間運転計画に変更が生じる場合は、本組合へ報告し、計画の変更
(3)	運転管理マニュアルの作成		●	・施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき、運転管理マニュアルを作成し本組合へ報告 ・策定した運転管理マニュアルを、施設の運転に合わせて随時改善
(4)	搬入管理		●	・プラットホームでの処理対象物の積み下ろし場所について、案内・指示・積み下ろし補助 ・本組合構成市町の収集車（契約車両を含む）により搬入される廃棄物について、それぞれの投入・積み下ろし場所への投入・積み下ろし補助 ・搬入された廃棄物の搬入管理 ・プラットホームにて本組合が実施する展開検査への協力
(5)	搬入物の性状分析		●	・施設に搬入された廃棄物の性状についての定期的な分析・管理
(6)	施設の運転（適正処理）		●	・関係法令、環境保全基準、要求水準書、運營業務委託契約（案）を遵守した焼却プラントの運転 ・本施設の運転操作・運転監視 ・設備・機器の日常点検、補修更新 ・運転員のダイオキシン安全対策及び運營業務に係る必要な管理
(7)	処理不適物の処分		●	・搬入物に処理不適物が混入していた場合の処理不適物の除去・保管・貯留、本組合への引渡し
		●		・搬入物に処理不適物が混入していた場合の処理不適物の処分
(8)	運転管理記録の作成		●	・施設の運転に関する運転管理記録を作成し、本組合へ報告 ・ごみ処理量及び用役使用量等の記録 ・各種計測の記録 ・運転記録、日報・月報・年報等の書類作成 ・施設の点検・保守等の記録

3	運転管理業務（焼却プラント）			
	業 務 内 容	本組合	運 営 事 業 者	備 考
(9)	主灰・飛灰の処分	●		・処理委託業者との契約 ・処理委託先までの搬送及び処理委託費の支払い
			●	・主灰・飛灰の保管及び搬出用運搬車両への積載
(10)	井戸水の管理		●	・飲料水としての適正な維持管理
(11)	その他副資材の調達 管理支払い		●	・その他副資材の調達、取替え、管理、支払い
(12)	電気料金の支払い		●	・電気の契約業務 ・電気代の使用料金（基本料金、従量料金）の支払い ・再生可能エネルギー賦課金の支払い
(13)	燃料・油脂類の調達 管理支払い		●	・運転業務に必要な燃料・油脂類の調達、取替え、 管理、支払い
(14)	薬品類の調達管理支 払い		●	・運転業務に必要な薬品類の調達、取替え、管理、 支払い

4	運転管理業務（リサイクルプラント（資源物回収施設））			
	業務内容	本組合	運営事業者	備考
(1)	ごみ処理計画作成	●		・年度別の収集・搬出計画の策定
(2)	運転計画の作成		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度別の計画処理量に基づく施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画を作成し本組合の承諾を得る</li> <li>・年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し本組合へ報告</li> <li>・年間運転計画、月間運転計画に変更が生じる場合は、本組合へ報告し、計画の変更</li> </ul>
(3)	運転管理マニュアルの作成		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき、運転管理マニュアルを作成し本組合へ報告</li> <li>・運転管理マニュアルを、施設の運転に合わせて随時改善</li> </ul>
(4)	搬入管理		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラットホームでの処理対象物の積み下ろし場所について、案内・指示・積み下ろし補助</li> <li>・本組合構成市町の収集車（契約車両を含む）により搬入される廃棄物について、それぞれの投入・積み下ろし場所への投入・積み下ろし補助</li> <li>・搬入された廃棄物の搬入管理</li> <li>・プラットホームにて本組合が実施する展開検査への協力</li> </ul>
(5)	搬入物の性状分析		●	・施設に搬入された廃棄物の性状についての定期的な分析・管理
(6)	施設の運転（適正処理）		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令、環境保全基準、要求水準書、運營業務委託契約（案）を遵守したリサイクルプラント（資源物回収施設）の運転</li> <li>・本施設の運転操作・運転監視</li> <li>・設備・機器の日常点検、補修更新</li> </ul>
(7)	処理不適物の処分		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入物に処理不適物が混入していた場合の処理不適物の除去・保管・貯留、本組合への引渡し</li> <li>・残渣の管理・貯留を行い、本組合が指定する処分場への運搬</li> </ul>
		●		・搬入物に処理不適物が混入していた場合の処理不適物の処分
(8)	搬出物の性状分析		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設から搬出される、資源化物、処理不適物、処理残渣等の量について計量・管理</li> <li>・施設から搬出される、資源化物、処理不適物、処理残渣、可燃性粗大ごみの破碎ごみ等の性状についての定期的な分析・管理</li> </ul>

4	運転管理業務（リサイクルプラント（資源物回収施設））			
	業務内容	本組合	運営事業者	備考
(9)	資源化物等の搬出・運搬	●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物等の搬出・運搬（業者との契約を含む）</li> <li>・資源化物の有効利用（契約業者を含む）</li> </ul>
			●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内において資源化物等の鉄（スチール缶を含む）・アルミ（アルミ缶を含む）・びん類・ペットボトル・プラ容器・紙パック・その他紙製容器・新聞、チラシ・雑誌等・布類・蛍光灯・乾電池の保管・貯留・搬出車への積載</li> <li>・鉄（スチール缶を含む）・アルミ（アルミ缶を含む）の純度（保証値）・回収率の確保</li> <li>・可燃性粗大ごみの破碎ごみ、資源ごみ処理後の可燃物を焼却プラントへ運搬</li> <li>・資源化物の資源化（有効利用）の本組合への協力</li> <li>・家電リサイクル法に基づく家電製品の保管・貯留し、本組合が指定するところへの搬出運搬</li> </ul>
(10)	粗大・不燃ごみ等の選別後の不燃残渣の処分		●	・選別後の不燃残渣の保管・貯留、搬出運搬
		●		・選別後の不燃残渣の最終処分
(11)	運転管理記録の作成		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運転に関する運転管理記録を作成し、本組合へ報告</li> <li>・処理対象物処理量及び用役使用量等の記録</li> <li>・各種計測の記録</li> <li>・運転記録、日報・月報・年報等の書類作成</li> <li>・施設の点検・保守等の記録</li> </ul>
(12)	その他副資材の調達管理支払い		●	・その他副資材の調達、取替え、管理、支払い
(13)	再利用品の展示及び販売		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再利用可能なもの又は手直しすれば再利用可能となるものを手直しし、展示室で展示、販売</li> <li>・販売代金の徴収事務</li> </ul>
		●		・販売代金の収納事務
(14)	電気料金の支払い		●	・電気代の使用料金（基本料金、従量料金）の支払い
(15)	燃料・油脂類の調達管理支払い		●	・運転業務に必要な燃料・油脂類の調達、取替え、管理、支払い
(16)	薬品類の調達管理支払い		●	・運転業務に必要な薬品類の調達、取替え、管理、支払い

4	運転管理業務（リサイクルプラント（資源物回収施設））			
	業 務 内 容	本組合	運 営 事 業 者	備 考
(17)	資源化促進		●	・安定して適正な資源化(有効利用)が行われるよう、リサイクルプラント（資源物回収施設）で選別された資源化物の品質確保
		●		・リサイクルプラント（資源物回収施設）で選別された資源化物の資源化促進

5	維持管理業務（焼却プラント・リサイクルプラント（資源物回収施設）共通業務）			
	業務内容	本組合	運営事業者	備考
(1)	備品・物品・用役の調達管理		●	・年間運転計画、月間運転計画に基づき、必要な備品・物品・用役の調達計画、取替え、管理
(2)	事務用備品・消耗品の調達及び支払い	●	●	・運営事務所内の備品・消耗品の調達及び支払い
(3)	施設の機能維持		●	・要求水準書に定める性能、公害防止基準を事業期間中維持
(4)	維持管理計画書の作成（点検・検査、補修、更新）		●	・事業期間を通じた維持管理計画を作成し、本組合へ報告し、承諾を得る ・各年度の維持管理計画を作成し、本組合へ報告 ・各年度の維持管理状況を考慮し、事業期間を通じた維持管理計画を更新し、本組合へ報告
(5)	保守点検・補修		●	・維持管理計画書に基づき、施設の状況を考慮した保守点検・補修 ・車両等の保守点検・補修
		●		・不可抗力、法令変更によるもの及び大型機器の更新
(6)	機器更新		●	・維持管理計画書に基づき、施設の状況を考慮した機器更新
		●		・不可抗力、法令変更によるもの及び大型機器の更新
(7)	法定点検等の実施		●	・関係法令、要求水準書に基づき、法定点検の実施及び本組合への報告 ・車両等の法定検査の実施及び本組合への報告
(8)	建屋の点検・補修		●	・維持管理計画書に基づき、建屋の状況を考慮した建屋の点検補修
		●		・不可抗力（老朽化を含む）、法令変更等による建築物更新
(9)	建築設備の点検・補修		●	・維持管理計画書に基づき、建築設備の状況を考慮した建築設備の点検・補修
		●		・不可抗力（老朽化を含む）、法令変更等による設備・機器更新
(10)	外構施設の点検・補修		●	・維持管理計画書に基づき、外構施設の状況を考慮した外構施設の点検・補修
		●		・不可抗力（老朽化を含む）、法令変更等による設備・機器更新
(11)	精密機能検査		●	・定期的に精密機能検査を行い性能の維持に努める
(12)	改良保全	●	●	・改良保全を行う場合、提案者側が計画書の作成を行い、本組合と事業者の協議

6	環境管理業務（焼却プラント・リサイクルプラント（資源物回収施設）共通業務）			
	業 務 内 容	本組合	運 営 事 業 者	備 考
(1)	環境保全計画の作成		●	・環境保全基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定めた環境保全計画を作成し、本組合へ報告
(2)	環境保全に係る計測、分析		●	・要求水準書にて規定する公害防止基準に基づき、環境保全計画書に定める項目の計測及び分析を行い、本組合へ報告
(3)	作業環境保全計画の作成		●	・作業環境管理基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定めた作業環境保全計画を作成し、本組合へ報告し、承諾を得る
(4)	作業環境管理に係る計測、分析		●	・要求水準書にて規定する作業環境管理基準に基づき、作業環境保全計画書に定める項目の計測及び分析を行い、本組合へ報告

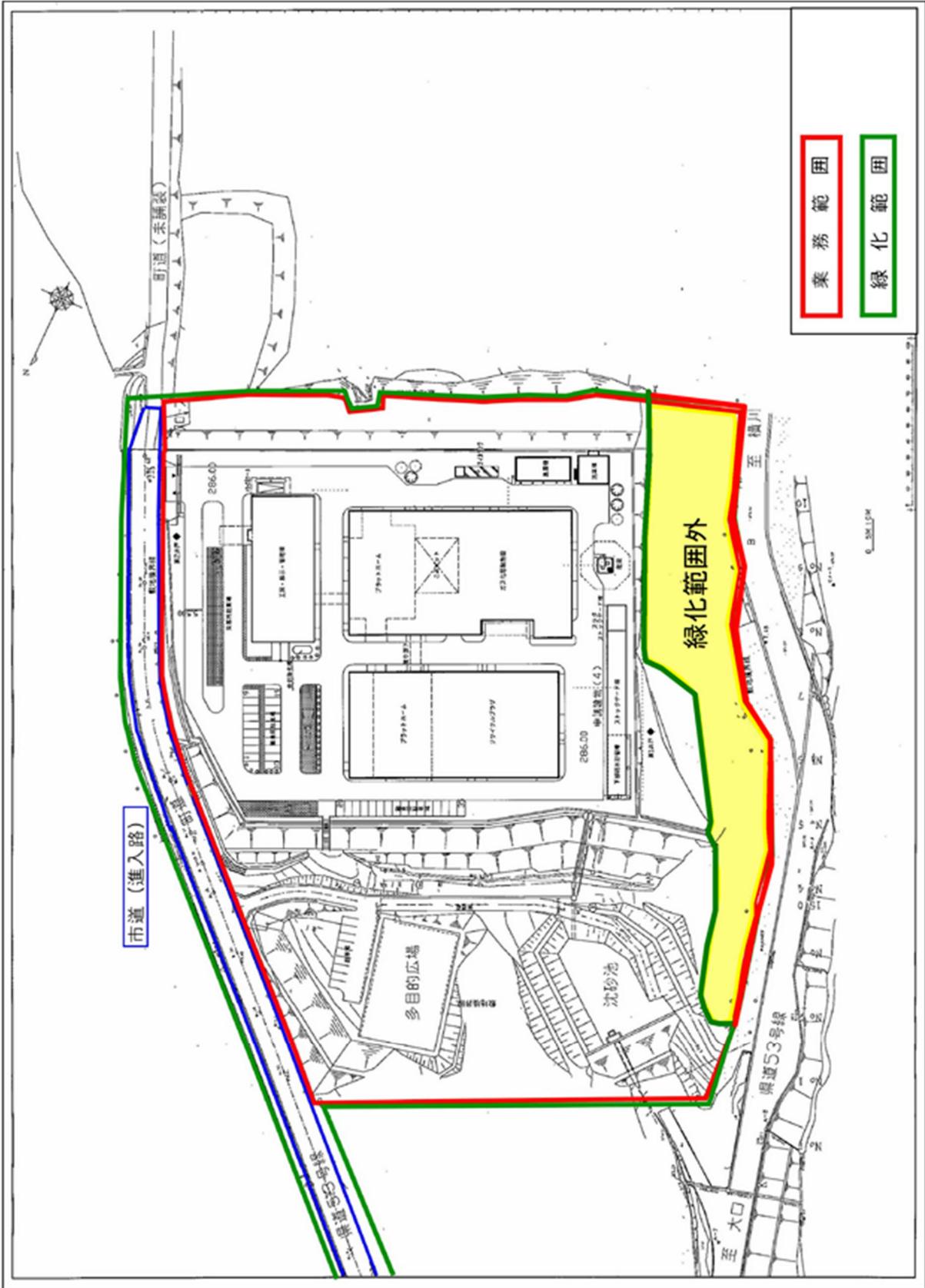
7	情報管理業務（焼却プラント・リサイクルプラント（資源物回収施設）共通業務）			
	業務内容	本組合	運営事業者	備考
(1)	運転管理報告		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却プラント、リサイクルプラント（資源物回収施設）の処理対象物搬入量、排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報を記載した運転管理報告書を作成し、本組合へ説明し提出</li> <li>・運転記録関連データの保管</li> </ul>
(2)	調達・管理報告		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却プラント、リサイクルプラント（資源物回収施設）の調達・管理結果を記載した調達・管理報告書を作成し、本組合へ説明し提出</li> <li>・運転記録関連データの保管</li> </ul>
(3)	点検・検査報告		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却プラント、リサイクルプラント（資源物回収施設）の点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、本組合へ説明し提出</li> <li>・点検・検査関連データの保管</li> </ul>
(4)	補修・更新報告		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却プラント、リサイクルプラント（資源物回収施設）の補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、本組合へ説明し提出</li> <li>・補修、更新関連データの保管</li> </ul>
(5)	環境管理報告		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却プラント、リサイクルプラント（資源物回収施設）の環境保全計画に基づき、計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し、本組合へ説明し提出</li> <li>・環境管理関連データの保管</li> </ul>
(6)	作業環境管理報告		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却プラント、リサイクルプラント（資源物回収施設）の作業環境保全計画に基づき、計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本組合へ説明し提出</li> <li>・作業環境管理関連データの保管</li> </ul>
(7)	施設情報管理		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却プラント、リサイクルプラント（資源物回収施設）の各種マニュアル、図面等の管理</li> <li>・補修、更新、改良保全等による施設変更が生じた場合の各種マニュアル、図面等の変更</li> </ul>
(8)	本施設の維持管理記録に関する報告	●		・本施設の運転管理状況に関する情報の公表
			●	・本施設の運転管理状況に関する情報の提供
(9)	その他管理記録報告		●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却プラント、リサイクルプラント（資源物回収施設）の設備により必要な項目、自主管理記録等の管理報告書を作成</li> <li>・管理記録関連データの保管</li> </ul>

8	その他関連業務			
	業 務 内 容	本組合	運 営 事 業 者	備 考
(1)	本組合、構成市町、各種関係団体への報告	●		・ 報告書作成業務及び報告
			●	・ 本組合が行う報告書作成・報告への協力
(2)	見学者対応		●	・ 住民見学との日程調整 ・ 住民見学への対応
		●		・ 行政視察との日程調整 ・ 行政視察への対応
(3)	住民対応		●	・ 時間内外の来館者及び電話対応
(4)	防火管理	●		・ 管理権限者の配置
			●	・ 防火管理者の配置、自主検査、火元責任者の任命、防火管理体制の整備
(5)	防犯・警備		●	・ 警備・防犯体制を本組合へ報告 ・ 夜間・休日の施設の施錠管理 ・ 電動門扉の維持管理及び開閉
(6)	清掃		●	・ 敷地・施設内及び進入路等の定期的な清掃（機械室、機器外観の清掃を含む） ・ 敷地内及び進入路の除雪作業
(7)	植栽管理		●	・ 植栽管理計画に基づき、本施設の植栽を適切に管理
(8)	施設運営上必要な保険への加入	●		・ 火災保険、機械保険への加入 ・ 施設所有者として火災保険及び機械的・電氣的事故に対する機械保険の付保
			●	・ 労災保険、第三者賠償保険への加入 ・ 運営事業における雇用者に対する労災保険及び第三者への賠償保険の付保
(9)	その他付属施設の運営・維持管理		●	・ その他付属施設（管理棟、工房室、駐車場、洗車棟、多目的広場、調整池）の運営・維持管理

## 添付資料2 業務範囲・緑化範囲

運営・維持管理業務（清掃・緑化範囲含む）の範囲は次頁に示す図の通りとする。

なお、事業者が行う管理諸室の清掃・緑化の範囲は、敷地外周と進入路（市道）までとする。



## 1 搬入実績

過去3年間の処理対象物搬入量を表-1に示す。

表-1 処理対象物搬入量

単位：t/年

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	12,613	12,488	12,106
不燃ごみ	531	506	500
粗大ごみ	610	542	822
缶類・びん類	115.1	112.8	105.2
ペットボトル類	28.5	29.0	29.3
プラスチック製容器包装	41.2	40.5	39.7
紙パック	1.2	0.9	0.9
ダンボール	29.4	25.9	27.8
新聞	49.4	41.7	35.2
雑誌・パンフレット・書籍・雑紙	58.3	51.5	48.0
有害ごみ	5.7	5.3	6.0
その他	565.79	579.91	562.58
災害ごみ	-	-	545
合計	14,648.6	14,423.4	14,827.6

注1) 有害ごみの内訳は、蛍光灯、乾電池とする。

注2) その他の内訳は、し尿脱水汚泥、し渣等とする。

## 2 搬出量

### (1) 焼却プラントの副生産物搬出量

過去3年間の副生産物搬出量を表-2に示す。

表-2 焼却プラントの副生産物搬出量

単位：t/年

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼 却 主 灰	1,139.0	1,072.9	1,328.0
焼 却 飛 灰	403.3	393.1	456.1
蛍 光 灯	4.4	3.5	2.2
乾 電 池	9.8	8.4	8.8
合 計	1,556.4	1,477.9	1,795.1

(2) リサイクルプラント（資源物回収施設）の副生産物搬出量  
過去3年間の副生産物搬出量を表-3に示す。

表-3 リサイクルプラント（資源物回収施設）の副生産物搬出量  
単位：t/年

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
茶 び ん	26.3	27.2	41.7
白 び ん	15.2	8.5	15.1
そ の 他 色 び ん	10.2	7.9	20.0
生 き び ん	8.3	9.1	7.8
新 聞	69.4	54.6	54.2
雑 誌 等	120.8	113.1	121.0
ダ ン ボ ー ル	67.4	61.6	67.7
紙 バ ッ ク	1.4	1.0	0.7
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	35.6	31.0	41.3
ペ ッ ト ボ ト ル	36.3	43.1	41.0
ア ル ミ 缶	22.8	23.0	23.5
ス チ ー ル 缶	8.0	8.9	8.6
破 砕 ア ル ミ	12.6	10.7	13.4
破 砕 ス チ ー ル	128.1	116.9	136.8
粗 大 く ず	150.2	150.5	203.4
不 燃 残 渣	211.7	199.5	216.0
そ の 他	0.0	5.7	0.6
合 計	924.2	872.2	1,012.8

### 3 運転実績

#### (1) 焼却プラントの運転実績

過去3年間の運転実績を表-4に示す。

表-4 運転実績

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
処理量	1号炉	8,447.2 t	8,098.6 t	8,799.9 t
	2号炉	8,531.3 t	7,502.0 t	7,904.4 t
	合計	16,978.5 t	15,600.6 t	16,704.3 t
運転時間	1号炉	5,297 h	5,258 h	6,014 h
	2号炉	5,297 h	4,881 h	5,423 h
	合計	10,594 h	10,139 h	11,436 h
稼働日数	1号炉	225 日	226 日	254 日
	2号炉	226 日	209 日	233 日

(2) リサイクルプラント（資源物回収施設）の運転実績  
過去3年間の運転実績を表-5に示す。

表-5 運転実績

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
運 転 時 間	粗 大 処 理	627 h	656 h	936 h
	プラスチック 処 理	128 h	124 h	155 h
	缶・びん処理	359 h	389 h	362 h
	ペットボトル 処 理	273 h	242 h	249 h
	合 計	900 h	898 h	1,185 h
稼 働 日 数	粗 大 処 理	146 日	161 日	227 日
	プラスチック 処 理	169 日	162 日	105 日
	缶・びん処理	149 日	149 日	143 日
	ペットボトル 処 理	157 日	143 日	150 日

注1) 処理量と搬入量は、同数とする。

注2) 令和2年度の粗大処理は、処理対象物の搬入量が増加したことにより、運転時間及び稼働日数が増加している。

#### 4 用役使用量

##### (1) 焼却プラントの用役使用量

過去3年間の用役使用量を表-6に示す。

表-6 用役使用量

項目		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
電 気	プラント動力	kWh/年	3,930,471	3,756,528	4,070,630
	建築動力	kWh/年	503,621	447,242	463,461
	照明	kWh/年	249,006	259,898	267,306
	非常用発電機	kWh/年	75	0	9
	計	kWh/年	4,683,173	4,463,668	4,801,406
プラント用水		m <sup>3</sup> /年	27,469,340	29,144,550	32,739,730
生活用水		m <sup>3</sup> /年	69,600	45,600	60,180
灯油		L/年	7,792	12,052	18,139
活性炭		kg/年	16,105	15,485	17,354
消石灰		kg/年	67,890	64,622	79,699
サンクリーンM		kg/年	1,100.0	1,100.0	1,100.0
栄養剤		kg/年	18.0	20.0	20.0
希硫酸 20%		kg/年	1,584.0	928.0	64.0
希硫酸 70%		kg/年	0.0	140.0	300.0
ポリ塩化アルミニウム		kg/年	2,160.0	1,320.0	1,580.0
高分子凝集剤		kg/年	7.2	4.2	4.2
次亜塩素酸ソーダ		L/年	5.0	5.0	7.5
防虫剤		L/年	145.8	158.4	120.6
防臭剤		L/年	410.4	586.8	685.8

(2) リサイクルプラント（資源物回収施設）の用役使用量  
過去3年間の用役使用量を表-7に示す。

表-7 用役使用量

項目		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
電 気	プ ラ ン ト 動 力	kWh/年	135,365	137,083	161,248
	建 築 動 力	kWh/年	29,771	31,580	33,761
	照 明	kWh/年	20,300	21,336	21,966
	計	kWh/年	185,436	189,999	216,975
生 活 用 水		m <sup>3</sup> /年	97,500	104,830	39,250

## 5 定期検査結果

### (1) ごみ質測定結果

過去3年間の可燃ごみのごみ質測定結果を表-8に示す。

表-8 ごみ質測定結果(1/3)

採取年月 項目		平成30年度					
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
種類 組成	紙・布類 (%)	62.9	56.0	66.9	51.7	40.3	62.2
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類 (%)	20.6	21.1	20.4	33.4	37.0	14.9
	木・竹・ワラ類 (%)	1.9	5.8	1.3	3.6	0.6	11.8
	厨芥類 (%)	11.1	11.6	9.8	8.2	20.8	7.0
	不燃物類 (%)	1.9	0.3	1.0	0.5	0.1	2.0
	その他 (%)	1.6	5.2	0.6	2.6	1.2	2.1
	計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三成分	水分 (%)	53.1	36.2	53.0	44.4	51.2	32.6
	灰分 (%)	2.9	7.8	5.1	5.9	3.9	5.4
	可燃分 (%)	44.0	56.0	41.9	49.7	44.9	62.0
	計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )		220	200	310	240	200	190
低位発熱量 (kJ/kg)		9,080	12,400	7,610	11,800	10,700	11,500

表－8 ごみ質測定結果（2/3）

採取年月 項目		令和元年度					
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
種類 組成	紙・布類 (%)	64.6	55.9	50.3	54.9	58.6	49.8
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類 (%)	26.9	22.1	23.2	26.6	15.8	18.4
	木・竹・ワラ類 (%)	1.2	5.3	2.1	2.7	0.5	3.0
	厨芥類 (%)	6.0	9.1	22.7	13.1	16.2	19.1
	不燃物類 (%)	0.1	3.3	1.1	0.3	0.3	1.1
	その他 (%)	1.2	4.3	0.6	2.4	8.6	8.6
	計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三成 成分	水分 (%)	48.3	38.6	47.0	46.9	40.8	45.7
	灰分 (%)	1.5	12.8	3.7	5.2	7.9	7.3
	可燃分 (%)	50.2	48.6	49.3	47.9	51.3	47.0
	計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )		270	250	310	270	260	250
低位発熱量 (kJ/kg)		9,970	11,400	10,300	10,500	10,600	9,960

表－8 ごみ質測定結果（3/3）

採取年月 項目		令和2年度					
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
種類 組成	紙・布類 (%)	61.3	54.1	54.5	55.2	61.8	37.3
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類 (%)	15.9	24.8	21.1	20.7	26.1	21.3
	木・竹・ワラ類 (%)	1.6	8.8	9.9	1.7	1.2	1.3
	厨芥類 (%)	20.1	8.8	13.5	19.8	1.7	31.6
	不燃物類 (%)	0.1	0.8	0.4	1.2	0.0	0.3
	その他 (%)	1.0	2.7	0.6	1.4	9.2	8.2
	計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三成 成分	水分 (%)	50.5	50.4	45.7	40.1	34.1	58.1
	灰分 (%)	4.7	4.8	3.8	3.7	8.0	4.6
	可燃分 (%)	44.8	44.8	50.5	56.2	57.9	37.3
	計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )		280	230	270	260	200	250
低位発熱量 (kJ/kg)		8,830	9,310	9,450	10,700	12,800	6,960

(2) 焼却主灰の熱灼減量測定結果

過去3年間の焼却主灰の熱灼減量測定結果を表-9に示す。

表-9 熱灼減量測定結果

年度		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
熱灼減量	平成30年度	1号炉	3.4	2.5	-	3.9	-	-	3.1	2.8	2.8	5.3	4.1	-
		2号炉	-	3.4	3.4	-	3.4	3.9	2.7	-	2.6	-	3.7	3.7
	令和元年度	1号炉	3.1	3.5	-	3.9	4.3	-	4.8	-	3.5	4.0	4.4	4.2
		2号炉	3.0	-	3.6	-	3.6	4.1	-	3.6	-	4.5	4.4	-
	令和2年度	1号炉	3.8	2.4	3.2	4.1	1.5	-	2.2	-	-	2.2	-	1.4
		2号炉	-	1.9	-	-	2.5	2.8	-	2.6	4.5	-	-	3.2

(3) 排ガス測定結果

過去3年間の排ガス測定結果を表-10に示す。

表-10 排ガス測定結果

項目		年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	1号炉		0.013未満	0.010未満	0.010未満	0.011未満	0.012未満	0.011未満
	2号炉		0.011未満	0.011未満	0.012未満	0.011未満	0.011未満	0.012未満
硫酸化物 (ppm)	1号炉		5未満	5未満	5未満	5未満	5未満	5未満
	2号炉		5未満	5未満	5未満	5未満	5未満	5未満
塩化水素 (ppm)	1号炉		9	12	6	13	7	24
	2号炉		7	16	7	9	7	7未満
窒素酸化物 (ppm)	1号炉		36	100	94	89	93	96
	2号炉		79	100	88	90	110	98
一酸化炭素 (ppm)	1号炉		6未満	4	5未満	5未満	2未満	5未満
	2号炉		5未満	5	5未満	5未満	5未満	5未満
粒子状水銀 (μg/Nm <sup>3</sup> )	1号炉		0.00450		0.00120		0.00052	
	2号炉		0.00490		0.00130		0.00570	
ガス状水銀 (μg/Nm <sup>3</sup> )	1号炉		1.70		0.26		0.28	
	2号炉		2.20		0.42		0.49	
全水銀 (μg/Nm <sup>3</sup> )	1号炉		1.70		0.26		0.28	
	2号炉		2.20		0.42		0.50	

注) 排ガス濃度は、酸素濃度12%換算値とする。

(4) ダイオキシン類測定結果

過去3年間のダイオキシン類測定結果を表-11に示す。

表-11 ダイオキシン類測定結果

項目		年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		1号炉	2号炉			
排ガス (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	1号炉			0.0039	0.0012	0.0070
	2号炉			0.0130	0.0170	0.0018
焼却主灰 (ng-TEQ/g)	1号炉			0.00041	0.00019	0.00031
	2号炉			0.00170	0.00120	0.00190
焼却飛灰 (ng-TEQ/g)	—			0.26	0.22	0.10

注) 排ガス濃度は、酸素濃度12%換算値とする。

(5) 作業環境測定結果

過去3年間の作業環境測定結果を表-12に示す。

表-12 作業環境測定結果

項目			年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			8月	1月	8月	1月	8月	1月		
ダイオキシン類	炉室 (pg-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	A測定第1評価値	0.710	0.520	0.390	1.100	0.390	0.380		
		A測定第2評価値	0.290	0.200	0.150	0.470	0.160	0.150		
		B測定	0.330	0.330	0.470	1.300	0.200	0.130		
		管理区域	第1管理区域	第1管理区域	第1管理区域	第1管理区域	第1管理区域	第1管理区域		
	飛灰処理室 (pg-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	A測定第1評価値	0.880	0.060	0.009	0.110	0.090	0.060		
		A測定第2評価値	0.360	0.030	0.004	0.050	0.040	0.030		
		B測定	0.380	0.038	0.019	0.038	0.019	0.019		
		管理区域	第1管理区域	第1管理区域	第1管理区域	第1管理区域	第1管理区域	第1管理区域		
粉じん濃度	炉室 (mg/m <sup>3</sup> )	-	0.710	1.710	2.710	3.710	4.710	5.710		
	飛灰処理室 (mg/m <sup>3</sup> )	-	0.710	1.710	2.710	3.710	4.710	5.710		

## 6 その他

### (1) 再用品の展示及び販売の実績

過去3年間の再用品の展示及び販売の実績を表-13に示す。

表-13 再用品の展示及び販売の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
販 売 者 数 ( 人 )	1,659	1,563	1,579
販 売 物 数 ( 点 )	2,168	2,488	2,245

### (2) リサイクルプラント（資源物回収施設）への直接搬入の実績

過去3年間のリサイクルプラント（資源物回収施設）への直接搬入の実績を表-14に示す。

表-14 リサイクルプラント（資源物回収施設）への直接搬入の実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
搬 入 車 台 数 ( 台 )	10,463	10,687	12,094
搬 入 量 ( t )	899.5	795.1	1,012.6